

浜 建 建 第 1 3 7 号
平成18年 3月 1日

社団法人静岡県建築士会 様

浜松市建築・住宅部建築指導課
課 長 村 松 一 雄

「建築物の中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程を指定した浜松市告示」
のお知らせについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、市政全般につきまして、ご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、当課において「建築物の中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程を指定した浜松市告示」の改正をしましたので、お知らせいたします。

なお、平成18年4月1日確認申請提出分より、中間検査対象となります。

つきましては、各団体会員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先

浜松市建築・住宅部建築指導課
建築安全グループ
電話：053-457-2473



浜松市告示第81号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。）第4条の11の規定に基づき次のとおり告示し、平成18年4月1日から施行する。特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成12年浜松市告示第24号）及び特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成15年浜松市告示第131号）は平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年2月27日

浜松市長 北脇保之

- 1 中間検査を行う区域
浜松市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3 中間検査を行う対象建築物
次に掲げる建築物にあって、新築のものをいう。
(1) 一戸建ての住宅
(2) 住宅の用に供する、地階を除く階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物
- 4 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版の配筋工事	階数が1の場合は屋根版の取付工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版の取付工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く。)	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装及び外装工事(屋根ふき工事を除く。)	特定工程の配筋工事を覆うコンクリート打ち込み工事	特定工程の屋根版若しくは床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の柱又は梁の配筋工事

(注) 主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

- 5 適用の除外
次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。
(1) 建築基準法（以下法という。）第18条又は第85条の適用を受ける建築物
(2) 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）の規定に基づく貸付の対象となる建築物で、中間検査の対象となる建築物
(3) 法第68条の10第1項の認定を受け、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等製造者により製造又は新築された建築物

- (4) 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づき建設する住宅に係る住宅性能評価書（建設性能評価書に限る。）の交付を受ける建築物
- (5) 財団法人住宅保証機構が実施する住宅性能保証制度に係る現場検査を受ける建築物
- (6) この告示の施行の日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物